

平成24年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成24年6月5日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成24年6月5日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第35号 平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 3 議案第36号 平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 4 議案第37号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分事項の承認について（平成23年度尾鷲市一般会計補正予算第6号）
- 日程第 6 報告第 3号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）
- 日程第 7 報告第 4号 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）
- 日程第 8 報告第 5号 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 9 報告第 6号 平成23年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第 7号 財団法人尾鷲市開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について
- 日程第11 報告第 8号 財団法人尾鷲文化振興会の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について
（提案説明、質疑）
- 日程第12 発議第 4号 尾鷲市農業委員会の委員の推薦について

○出席議員（15名）

1 番 北 村 道 生 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 端 無 徹 也 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 三 林 輝 匡 議員	6 番 神 保 美 也 議員
7 番 南 靖 久 議員	8 番 三 鬼 和 昭 議員
9 番 與 谷 公 孝 議員	10 番 大 川 真 清 議員
11 番 濱 中 佳 芳 子 議員	12 番 三 鬼 孝 之 議員
13 番 高 村 泰 徳 議員	15 番 中 垣 克 朗 議員
16 番 真 井 紀 夫 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	副 市 長
会計管理者兼出納室長	市長公室長
総務課長	財政課長
防災危機管理室長	税務課長
市民サービス課長	福祉保健課長
環境課長	商工観光推進課長
魚まち推進課長	木のまち推進課長
建設課長	
水道部長	
尾鷲総合病院事務長	尾鷲総合病院総務課長
尾鷲総合病院医事課長	
教育委員長	教 育 長
教育委員会教育総務課長	教育委員会生涯学習課長
教育委員会学校教育担当調整監	
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局 長

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	議 事 ・ 調 査 係 長
議 事 ・ 調 査 係 書 記	

〔開会 午前10時00分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

次に、去る4月19日、岐阜県岐阜市において開催されました東海市議会議長会定期総会、並びに5月23日、東京都において開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、議員勤続25年以上の特別表彰を高村泰徳議員と私、三鬼孝之が、正副議長職4年以上の一般表彰を南靖久議員が受賞されましたので、ここに謹んで御報告を申し上げます。

また、5月23日開催の全国市議会議長会定期総会におきまして、全国市議会議長会評議員として会務運営に尽力されました功績に対し、当時の議長であられました中垣克朗議員に感謝状が授与されましたので、あわせて御報告をいたします。

それでは、ただいまより表彰状並びに感謝状の伝達を行います。

事務局長（内山雅善君） それでは、最初に高村議員の御登壇をお願いします。

〔13番（高村泰徳議員）登壇〕

議長（三鬼孝之議員） 表彰状。尾鷲市、高村泰徳様。

あなたは市議会議員の要職にあること25年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを特別表彰いたします。

平成24年4月19日。

東海市議会議長会会長、岐阜市議会議長、渡辺要。

（表彰状授与）

（拍手）

議長（三鬼孝之議員） 表彰状。尾鷲市、高村泰徳殿。

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰いたします。

平成24年5月23日。

全国市議会議長会会長、関谷博。

(表彰状授与)

(拍手)

事務局長（内山雅善君） 次に、三鬼議長の伝達につきましては、神保副議長からお願いいたします。

[議長（三鬼孝之議員）登壇]

副議長（神保美也議員） 表彰状。三鬼孝之様。

あなたは市議会議員の要職にあること25年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを特別表彰いたします。

平成24年4月19日。

東海市議会議長会会長、岐阜市議会議長、渡辺要。

(表彰状授与)

(拍手)

副議長（神保美也議員） 表彰状。三鬼孝之殿。

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。

平成24年5月23日。

全国市議会議長会会長、関谷博。

(表彰状授与)

(拍手)

事務局長（内山雅善君） 次に、南議員の御登壇をお願いいたします。

[7番（南靖久議員）登壇]

議長（三鬼孝之議員） 表彰状。尾鷲市、南靖久様。

あなたは市議会正副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

平成24年4月19日。

東海市議会議長会会長、岐阜市議会議長、渡辺要。

(表彰状授与)

(拍手)

議長（三鬼孝之議員） 表彰状。尾鷲市、南靖久殿。

あなたは市議会正副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第88回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成24年5月23日。

全国市議会議長会会長、関谷博。

(表彰状授与)

(拍手)

事務局長（内山雅善君） 次に、中垣議員の御登壇をお願いいたします。

[15番（中垣克朗議員）登壇]

議長（三鬼孝之議員） 感謝状。尾鷲市、中垣克朗殿。

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第88回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成24年5月23日。

全国市議会議長会会長、関谷博。

(表彰状授与)

(拍手)

議長（三鬼孝之議員） 表彰を受けられました皆様には、このたびの晴れの受賞、まことにおめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。

また、中垣議員におかれましては、全国市議会議長会評議員として御尽力され、まことに御苦労さまでした。

以上で、表彰並びに感謝状の伝達を終了いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番、内山鉄芳議員、3番、端無徹也議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第35号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」から日程第4、議案第37号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」までの計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 初めに、東海市議会議長会定期総会並びに全国市議会議長会定期総会において、三鬼孝之議員並びに高村泰徳議員におかれましては25年以上の議員勤続表彰を、南靖久議員におかれましては議長副議長4年以上の永年勤続表彰を受けられました。また、中垣克朗議員におかれましては、全国市議会議長会評議員としての功績に対し、感謝状が授与されました。このことは、本市にとって大変名誉なことであり、また、市政運営に多大な御尽力を賜り、敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、今後とも市政運営に一層の御支援をお願い申し上げます。

さて、新しい議会体制も整いまして、いよいよこれから新たなスタートをされるわけですが、市政発展のため、議員の皆様方の御活躍を心から御期待申し上げますとともに、今後とも市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回、任期を終えられました前議長の中垣克朗議員を初め、前副議長の端無徹也議員、そして、前監査委員の田中勲議員には、格別の御厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、平成24年第2回定例会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様方の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、第6次尾鷲市総合計画がスタートしました。尾鷲が尾鷲らしく輝けるまち、ふるさととして誇れるまち、子や孫とともに暮らせるまち、住みよいまちを市民と行政がともに作り、次の世代につなげていくため、将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現を目指し、政策分野全般を横断した観点で、それぞれの分野を総合的、一体的に展開していく具体的な事業に取りかかりました。

初めに、防災対策についてであります。

本年3月31日に、内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会において、本市では、震度7、最高津波高が24.5メートルになるとの推計が公表されまし

た。非常に衝撃的な数字であります。これは、現時点における各分野の科学的知見に基づき最大クラスのデータを組み合わせたものであり、これが次に起こり得る可能性が高い震度や津波高を予測したのではなく、また、何年のうちに何%という発生確率を想定したものではありません。

したがって、我々のとるべき行動は、この推計に右往左往することなく、しかし、これを侮ることなくきちんと認識し、これまで取り組んできました避難行動対策を初めとする防災対策を着実に進めていきたいと思っております。

今後とも、「津波は、逃げるが勝ち！」のスローガンのもと、推計にとらわれず、より早く、より高い場所への避難を目指し、それぞれが最善を尽くすことを基本とした対策を推進してまいります。

次に、防災訓練についてであります。

夏の出水期を前に、6月3日に光ヶ丘地区を主会場として、国土交通省が進めております土砂災害・全国統一防災訓練を実施いたしました。地区住民の方々を初め、関係機関の御協力にまずお礼を申し上げます。

梅雨前線の影響に伴い、市内各所で孤立集落が発生しているとの想定のもと、情報収集伝達訓練や住民の避難訓練、自衛隊を初めとする関係機関連携による土砂災害対処訓練、海上保安庁巡視船みずほによる海上応急給水訓練と、多岐にわたる訓練内容にて、風水害時の住民、応援事業者、防災関係機関の相互の連携及び役割分担についての検証を目的としたものであります。

また、孤立地区11カ所で救援表示シートを広げて、ヘリコプターから確認する訓練、本市独自のエリアワンセグ放送を活用した情報伝達訓練など、今回、新しく取り入れた内容についても実証実験を行いました。

今回得られた結果を検証する中で、改善すべき課題は、今後の防災、減災への取り組みに反映していくことが肝要であり、また、この訓練についても、継続して実施していくことが重要なものととらえております。

地区住民の方々には多くの参加をいただき、また、他の地域の方々には、訓練の見学を通して防災、減災への理解を一層深めていただいたものと思っており、各自主防災会や総合防災訓練には、今後とも、災害に備えるとの観点からも積極的に参加していただくことを強くお願いするものであります。

次に、健康推進事業についてであります。

生活習慣病予防などに効果が期待できるウォーキングにつきまして、心と体の健康をキーワードに、新たなウォーキングコースの開発とともに、健康ウォーキ

ングサポーター養成講座やウォーキング講習会等を開催することにしており、多くの市民の参加により健康の輪を広げていきたいと考えております。

また、国におきましては健康日本21計画、県におきましてはヘルシーピープルみえ・21計画により健康づくりが推進されているところであり、本市におきましても、みんなが安心して健やかに暮らすための行動計画として健康増進計画を策定してまいります。

本年度は、健康に関する生活実態調査を実施し、食習慣や生活習慣などから本市の生活スタイルを分析し、疾病などの状況とあわせて本市の健康課題を注視してまいります。

さらに、調査結果に関する研修会等も開催する予定であり、計画の策定に際しては、アンケート調査などにより市民の皆様からの御意見を反映させていただきたいと考えております。

次に、地域医療についてであります。

尾鷲総合病院を取り巻く環境は、医師不足など、相変わらず厳しい状況にあります。

このような中、本病院の小児科におきまして、三重大学の7月定期異動で小児科医師を派遣できないとの通知がありました。これを受け、早急に常勤医師の確保に努めるとともに、当面の小児科診療体制の確保を行ってまいりました。

その結果、常勤医師の確保までには至っていませんが、三重大学、三重病院、松阪中央病院から非常勤医師の派遣協力をいただき、平日の一般外来及び乳児健診等の診療体制が整いました。引き続き、小児科医師の確保に向け全力で取り組んでまいりますので、今後とも市民の皆様のお協力、御支援をお願いいたします。

次に、林業振興についてであります。

林業を取り巻く環境が非常に厳しい中、本市と紀北町の有志の方々を中心に、松阪から紀宝町までの40名の林業関係者の出資により、尾鷲原木市場協同組合が設立されました。4月13日には第1回目となる競り市が開催され、国有林を初め、県内外の素材生産者から予想を上回る原木が出品され、そのすべてが完売するほどの盛況ぶりでした。

市有林事業におきましても、本年、9年ぶりに主伐を再開することから、長期にわたる安定した木材料の市場への提供など、こうした活力のある民間活動を助長しながら、低迷する林業の状況を打開していきたいと考えております。

一方、三重県から方針が示されております東紀州における木質バイオマスの供

給拠点整備につきましては、先月末に林業関係団体により東紀州木質バイオマス利用協議会が設立されました。

本市といたしましても、間伐材や端材を有効活用し、地域の林業、関連産業の活性化を図るという観点から、今後も県と連携を図りながら取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、林業基盤の一つである林道整備についてであります。昨年9月の台風12号により被災した林道鳥越線ほか計3路線につきましては、現在、災害復旧工事を実施しており、早期の林道機能回復を図っております。また、林道川原木屋線につきましても、国道425号の通行が可能になり次第、工事の入札手続を進めていきたいと考えております。

次に、水産振興についてであります。

尾鷲港産地協議会におきましては、員外船誘致活動に取り組んでいるところであり、2月下旬から県内外のマグロはえ縄漁船が入港し、5月末までに員内マグロはえ縄漁船を含め、延べ30隻、約1億2,000万円の水揚げがありました。今シーズンの近海マグロはえ縄漁はほぼ終了しましたが、秋以降のシーズンにおいても再入港を希望する船主からの意向が伝えられ、また、次回からの入港を希望する新たな船主からの問い合わせも寄せられている状況であります。

今後も水揚げが継続されれば、漁協経営の安定化はもとより、水産関連事業者においては安定的に良質な原料を仕入れられることになり、販売力の強化などにつながるとともに、漁船燃料の補給や船員の食料品等の購入など、他産業への波及効果も見込まれます。

一方、十数年来、19トンクラスの漁船による10トンを超えるまとまった量の水揚げが行われていなかったことから、水揚げ用施設は老朽化が著しく、安定的に員外船を誘致するためには、水揚げ用施設の整備を今後行い、必要労力の軽減と作業の迅速化、効率化を図る必要があります。

また、産地協議会の取り組みの一環として、三重大学との共同研究のもと、定置網に入ったアオリイカを船上でハンマーを用いて活け締めした後、にがりを加えた海水に漬け込んだ状態で持ち帰り、墨どめ処置を施して、10度C前後の海水に入れて市場に陳列する独自の鮮度保持方法が確立されました。墨どめ、タグつけに手間はかかりますが、継続することで信頼を築き、それがブランドになるという理念のもと、今後も取り組みを継続していただきたいと考えております。

本市といたしましても、今後も引き続き員外船誘致への取り組みや尾鷲の魚の

ブランド化など、さまざまな方法で水産業の振興を図っていきたいと考えております。

次に、海洋深層水多段活用型陸上養殖試験についてであります。

これまで、アワビ、サツキマス、ハバノリ、ナマコについて、それぞれ個別での養殖試験を行ってきましたが、今春からは、これを多段的に組み合わせた養殖モデルで試験を行い、順調に生育しております。このモデルで、一番リスクの高くなる夏場を乗り越え、ぜひとも事業化を進めていきたいと考えております。

次に、商工振興事業についてであります。

尾鷲の特産品を年4回お届けする尾鷲まるごとヤーヤ便は、今回で4年目を迎え、4割を新商品に入れかえるとともに、お申し込みの皆さんとの交流企画もパワーアップさせて、地域情報紙、尾鷲がんばりよる新聞も一緒に、尾鷲の味と元気をお届けすることとしております。

既に、4月20日から新しいカタログを配布し、申し込み受け付けを開始しており、6月末の締め切りに向けて、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と連携してPRに努めてまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

次に、特産品開発推進事業として行う尾鷲ものづくり塾についてであります。

この塾は、特産品開発や既存商品の改良などに意欲をお持ちの事業者を対象としたセミナーを行うとともに、専門アドバイザーによる個々の事業や商品づくりに対する相談等も実施することで、新たな特産品の開発につなげていきたいと考えております。現在、塾への参加者を募集しており、6月中旬には開講する予定であります。

次に、観光交流事業についてであります。

本市では、平成25年度の近畿自動車道紀勢線の全線開通、伊勢神宮の式年遷宮、平成26年度の熊野古道世界遺産登録10周年を観光交流の大きな機会としてとらえ、さまざまな取り組みを進めています。

本年3月20日には先立って、近畿自動車道紀勢線海山インター―尾鷲北インター間が開通し、今後ますます、県内中勢部、北勢部はもとより、中京圏、関西圏との時間、距離も縮まっていくこととなります。

こうした機会を十分生かしていくためにも、尾鷲観光物産協会の法人化や第3種旅行業の登録を進め、着地型旅行商品の販売などによる市内消費の増大を図る取り組みを進めております。

現在、5月18日に法人化に伴う登記等の手続を終え、協同組合尾鷲観光物産

協会として成立しており、今後は、社団法人全国旅行業協会に加入後、三重県知事の旅行業登録認定を受け、正式に旅行業法に基づく第3種旅行商品の取り扱いができるようになります。

こうした協同組合尾鷲観光物産協会の体制整備により、これまで取り組んできましたおわせ元気・満足度アップ事業における、平成24年度尾鷲市よいとこ定食の店や、各地区の姿ずしを食べられるお店を紹介した尾鷲さかな寿司パンフレットなどの食の魅力づくりによる一層の集客が進められます。

また、熊野古道馬越峠の運動、夢古道の湯での休養と食の魅力を合わせた尾鷲市健康増進プログラムを本市にしかないオリジナルの商品として販売し、会員店舗を中心とした地域内消費の増大が進められるものと大きな期待をしております。さらに、この尾鷲市健康増進プログラムの商品化に伴う集客や健康増進プログラムをガイド案内する尾鷲セラピストの取り組みを熊野古道の新しい魅力づくりにつなげることで、馬越峠などへの新たな集客を図れるものと考えております。

次に、例年多くの市民や帰省客等を中心に、花火などのアトラクションを楽しんでいただいておりますおわせ港まつりにつきましては、本年も、わがらの花火、わがらで上げようをキャッチフレーズとして8月第1土曜日の4日に開催することになりました。詳細につきましては、尾鷲観光物産協会や、市民の皆様で構成されるおわせ港まつり実行委員会におきまして決定されますが、市民の皆様には協賛金の御協力や当日の清掃ボランティアへの参加をいただくなど、市民一体となったイベントとして盛り上げていきたいと考えておりますので、この趣旨を御理解いただき、御支援をよろしくお願いいたします。

次に、子育て支援についてであります。

子育て支援の重要な柱である保育事業につきましては、よりよい環境でよりよい保育を提供することが重要であると考えております。東海・東南海・南海地震やその津波被害が心配される本市におきましては、保育所の耐震化や津波浸水予想区域からの移転整備、避難路整備も喫緊の課題となっていることから、現在、検討を重ねており、保育所整備計画の早期策定に向け取り組んでおります。

次に、尾鷲市教育ビジョンについてであります。

平成23年度に発足した準備委員会でハード面、ソフト面からいろいろな意見が出され、本年度はそれを引き継いだ策定委員会におきまして、市民参画のもと、10年先を視野に入れた中長期的な尾鷲市の教育のあり方、方向性を導き出すことによって、尾鷲市独自の魅力ある教育を築き上げるためのビジョンの策定が託

されております。

共創、教育、共感の考え方にに基づき、次代をつくるおわせ人づくりを基本理念として、本年度中に学校教育、生涯教育、地域の特性を生かした教育が連携しての尾鷲市教育ビジョンを策定してまいります。

なお、策定委員には、PTA連合会、青少年育成市民会議、婦人会など、市民で構成する各種団体の代表者及び保幼小中の教員、行政等、幅広い分野から27名の方に参加していただいております。

次に、学校施設の耐震化についてであります。

先月、尾鷲小学校、尾鷲幼稚園及び尾鷲中学校第二屋内運動場の竣工式を開催しましたところ、議員の皆様を初め、学校関係者、地域の皆様には御多忙中のところ御臨席を賜り、まことにありがとうございました。本工事につきましては、ひとえに皆様方の御尽力のたまものと深く感謝いたしております。

さて、4月22日から23日及び先月2日から3日にかけての大雨による尾鷲小学校の雨漏りにつきましては、16日の生活文教常任委員会及び17日の全員協議会におきまして、雨漏りの箇所及び応急処置について説明させていただき、19日に雨漏りの原因と思われる可能性が高い箇所に放水による試験を行い、雨の進入口を特定いたしました。今後、修繕の施工方法、施工時期につきまして、施工業者、管理者と検討を行い、議会に報告させていただきます。

輪内中学校の耐震整備につきましては、本年度と平成25年度の2カ年で行います。工事の行程は、9月から着工し、本年度中に基礎工事、上部躯体工事及び設備工事等の一部を行い、平成25年度の2学期から新校舎に入れるよう進めてまいります。その後、屋外附帯工事を行い、12月にはすべての工事が完了する予定であります。

宮之上小学校の耐震整備につきましては、本年度中に基本設計、実施設計を行い、平成25年度から改築工事を行う予定で進めてまいります。

次に、尾鷲市環境基本計画の策定についてであります。

環境の保全及び創生は、市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を維持し、さらに将来の世代に継承していくことを、また、すべてのものの役割分担のもと、自主的かつ積極的な取り組みにより、公害の防止及び環境資源の適切な管理や循環利用を促進するもので、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的としております。

本市では、平成15年度に策定した尾鷲市環境基本計画が本年度で計画年次が

終了することから、一般廃棄物処理基本計画など、すべての環境保全施設に関するマスタープランとして新たな環境基本計画を策定いたします。

策定に当たっては、尾鷲市環境基本条例第16条に基づく尾鷲市環境審議会を設置し、前計画策定後の社会経済情勢等の変化に伴う多様化、複雑化を踏まえ、長期的・総合的視点での取り組みはもとより、短中期的なビジョンも視野に入れ、環境の保全及び創生に関する基本的事項について審議を行っていただきます。

次に、家庭系・事業系一般ごみの有料化についてであります。

昨年の6月24日に、安心して快適な市民生活を維持していくため必要となるごみの減量方法等について諮問しておりました尾鷲市廃棄物減量等推進審議会から、本年2月28日に、家庭系・事業系一般ごみの有料化について答申をいただきました。

その内容は、ごみ減量化に最も効果的な方策として、指定ごみ袋制度による手数料の徴収とともに、持ち込みごみ処理手数料の適正化によって、ごみの分別、減量、再利用など、循環型社会の構築について市民意識の向上を図りながら、自主的な活動を促していく必要があると提言されております。

また、附帯意見には、行政としてごみの分別、再資源化の方法、収集体制の見直し、予想される不法投棄への対応、市民、事業者による環境保全活動への支援強化など、有料化によって得られた収入を有効に活用する環境保全施策を同時に実施すべきであるとの御意見もいただいております。

本市では、市民1人当たりのごみの排出量は、県下でも非常に多い状況で推移しております。ごみの減量や分別意識の向上を軸にした循環型社会を構築するには、市民、事業者、行政が一体となっておみ減量化に取り組む必要があります。

可燃ごみの指定ごみ袋制度による有料化、また、清掃工場への持ち込みごみの重量制による手数料徴収の導入は、本市の課題である市民1人当たりが排出するごみ量の効果的な削減を可能にするとともに、ごみ焼却量を軽減することで、あわせて施設の延命化を図りたいと考えております。今後、市民説明会を開催し、市民の皆様の御理解と御協力を得たいと思っております。

次に、高速道路についてであります。

本年3月20日に近畿自動車道紀勢線の海山インター―尾鷲北インター間が供用開始となり、開通後の調査では、平日で約7,000台の利用となっており、並行する国道42号については、平日の交通量が約55%減少し、かつ大型車が約60%減少しております。利用者からは、直線が多く気疲れせず、安心して走

行できるなどの声が届いております。

また、本年度、尾鷲北インターと尾鷲南インターを結ぶ熊野尾鷲道路Ⅱ期工事が事業化されました。この区間がつながれば、命の道として、本市のみならず、東紀州地域全体において、災害時の住民避難や復旧のための緊急輸送路が確保され、今後の防災対策や被災地の復旧復興に大きく寄与するものと考えております。

次に、まちづくりプランの策定についてであります。

第6次尾鷲市総合計画に掲げた将来都市像「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向かって、基本計画におけるそれぞれの施策を横断した具体の取り組みが必要であります。

そこで、近い将来の高速道路の全通を踏まえ、これからの市の活性化と防災・減災上の政策展開にも重要な要素となることから、選択と集中によるまちづくりを進めるため、地域経済活性化と防災、減災に視点を置いたまちづくりプランを策定してまいります。この中で、道の駅についても位置づけを明らかにしていきたいと考えております。

また、このプランを作成していくため、庁内に尾鷲市まちづくりプラン策定会議を設置したところであり、今後は担当者による作業部会でまちづくりプランの原案を年内に取りまとめ、さらに、策定会議で最終案を作成することにしております。

次に、食育事業についてであります。

第6次尾鷲市総合計画の重点的な取り組みのおわせ人づくりを推進する一つとして、これまでの取り組みも踏まえ、尾鷲の魚を初め、地元食材を生かした食に視点を当てた施策展開を行っていききたいと考えております。

農林水産業の振興や観光資源、健康増進、学校給食など、各分野での取り組みに及ぶもので、食からのまちづくりのあり方を検討し、それぞれの分野における食に関する取り組みを総合的に推進していくための計画を取りまとめます。食育事業を総合的に展開することで、それぞれの分野に関連する人づくりを進めるとともに、魚のまちづくりも推進してまいります。

次に、東日本大震災の瓦れき処理についてであります。

東日本大震災に伴う津波の影響で大量に発生した震災瓦れきは、被災から1年以上が経過した現状でも、岩手県で530万トン、宮城県で1,150万トンが仮置き場に野積みにされております。

国は、被災地の復旧復興の大きな足かせとなっている災害廃棄物の広域処理に

ついて、昨年４月と１０月に各自治体に協力要請を行うとともに、本年３月には受け入れ自治体への財政支援に加え、災害廃棄物処理特別措置法に基づき、被災３県を除く全都道府県に対して文書による受け入れ要請を行っております。

三重県では、本年４月２０日に三重県知事、三重県市長会会長、三重県町村会会長の連名で震災瓦れきの受け入れに関する合意書が交わされており、その内容は災害廃棄物の安全性が確保されること、住民の不安が払拭されること、議会の理解を得るなど広域処理への環境が整うこと、災害廃棄物処理後の処理体制が整備されることなどの条件が整うことを前提として、対応できる市町から実情に合った協力をしていくこととなっております。

本市では、家庭系・事業系一般廃棄物を焼却処分しておりますが、最終処分場を所有していないため、発生する焼却灰については市外の民間事業者との間で複数年の委託契約を締結し、その処分を行っております。そのため、本市で震災瓦れきを焼却処分するには、焼却灰の委託契約期間の問題や焼却灰の処分先との合意形成、それに加え、清掃工場内でのストックヤードの確保など、数多くの課題が残されております。

そして、特に、地域住民の皆様のご理解を得ることが最も重要であります。これらの課題を整理するとともに、今後の対応について判断してまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案しております議案第３５号「平成２４年度尾鷲市一般会計補正予算（第１号）の議決について」及び議案第３６号「平成２４年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」の２議案について御説明いたします。

今回の補正予算は、１０月１日運行開始予定の須賀利地区コミュニティバスの指定管理料、早田コミュニティセンター解体工事費及び子ども手当が児童手当に制度改正されたことに伴う組み替えが主なものであります。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第１号）主要事項説明の１ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で２，１１０万７，０００円、病院事業会計で１１２万９，０００円をそれぞれ追加し、これにより、各会計を含めた予算総額を１９０億２，５２６万９，０００円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2 ページをごらんください。

歳入の概要につきましては、13 款国庫支出金は1,397 万3,000 円の減額であります。これは、子ども手当から児童手当に制度が改正されたことに伴う国庫負担金の減額であります。

14 款県支出金は1,304 万4,000 円の増額であります。これは、子ども手当から児童手当に制度が改正されたことに伴う県負担金698 万7,000 円の追加、児童手当システム改修にかかる安心子ども基金地域子育て創生事業費補助金418 万9,000 円の追加及び子ども支援ネットワーク構築事業委託金95 万円の追加が主なものであります。

16 款寄附金につきましては、尾鷲総合病院の看護師育成資金として100 万円の御寄附をいただいたものであります。当初予算で1,000 円を計上していることから99 万9,000 円を増額するものであります。なお、この寄附金につきましては、歳出で病院事業会計負担金として計上しております。

17 款繰入金は、今回の補正財源として、財政調整基金から1,863 万7,000 円を繰り入れるものであります。

19 款諸収入は240 万円の増額であります。これは、尾鷲市連合婦人会の活動に対する一般コミュニティ助成事業補助金であります。

次に、歳出であります。

3 ページをごらんください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページから御説明いたします。

4 ページをごらんください。

まず、議会費では、議会運営経費で市議会のテレビ・インターネット放送日を市民の皆様にも周知するため、地元新聞広告料として15 万2,000 円の増額であります。

次に、総務費では、一般管理費の情報化推進事業で総合住民情報システム借上料及び総合住民情報パソコン等機器借上料の減額につきましては、入札により額が確定したことから、それぞれ340 万円、147 万5,000 円を減額し、新たにグループウェア機器等借上料29 万3,000 円を追加するものであります。

企画費では、交通体系関係事務経費で、10 月1 日運行開始予定の須賀利地区コミュニティバスの指定管理料405 万9,000 円の追加等であります。コミュニティセンター等建設事業で420 万5,000 円の増額であります。これは、

早田コミュニティセンター解体工事請負費の追加であります。

防災費では、情報収集及び発信経費で77万8,000円の増額であります。これは、衛星電話1台を追加配備するものであります。

コミュニティセンター費では89万1,000円の増額であります。これは、早田コミュニティセンターの解体・改築工事予定期間中の9カ月間、尾鷲漁業協同組合早田支所の1室をお借りする賃借料40万5,000円の追加が主なものであります。

民生費では、児童措置費で子ども手当が児童手当に制度改正されたことによる児童手当システム改修業務委託料419万円、児童手当1億7,153万6,000円の追加、子ども手当1億6,734万6,000円の減額が主なものであります。

衛生費では、病院費で尾鷲総合病院の看護師育成資金として御寄附いただいた100万円を病院事業会計負担金として支出するものであります。

農林水産業費では、農地費で50万円の増額であります。これは、三木里地内農道改良工事請負費の追加であります。

水産振興費では、産地協議会強化支援事業で員外船誘致を一層推進するため、産地協議会強化支援事業補助金26万2,000円増額するものであります。

5ページをごらんください。

商工費では、観光費で老朽化が著しい尾鷲魚市場観光トイレの解体修繕料として44万5,000円を追加するものであります。

教育費では、事務局費で防災学習推進事業として、宮城県仙台市で開催される「未来のまちづくり・みちづくりフォーラム」に中学生等が参加する旅費として41万4,000円の増額であります。

また、県からの受託事業として、人権尊重の地域づくりを推進する子ども支援ネットワーク構築事業95万1,000円、学校、家庭、地域が一層連携した食育を推進する栄養教諭を中核とした食育推進事業30万1,000円及び他者の意見を聞き、自分の意見との違いを述べ、他者を尊敬しながら交流が図れるための必要な力を身につけさせる道德教育総合支援事業30万6,000円の追加であります。

社会教育総務費は、社会教育一般事務費で240万円の増額であります。これは、尾鷲市連合婦人会の活動に対する一般コミュニティ助成事業補助金の追加であります。

次に、債務負担行為補正であります。

追加事項としましては、グループウェア機器等借上料、その期間を平成25年度から平成29年度まで、限度額を221万7,000円及び尾鷲市コミュニティバス（須賀利地区）指定管理料、その期間を平成25年度、限度額を811万8,000円とするものであります。

次に、変更であります。

総合住民情報システム借上料及び総合住民情報系端末借上料につきましては、入札により額が確定しましたので、その限度額をそれぞれ5,693万1,000円、812万5,000円に変更するものであります。

次に、企業会計について御説明いたします。

6ページをごらんください。

病院事業会計であります。

資本的収入及び支出では、収入で負担金100万円を増額するものであります。これは、看護師育成資金として一般会計に御寄附をいただいたものを、一般会計から負担金として歳入するものであります。

寄附金では、病院に直接13万円の御寄附をいただいたものであります。当初予算に1,000円計上していることから12万9,000円を増額するものであります。

次に、議案第37号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」につきましては、住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民が住民基本台帳法の適用となり、本年7月9日から施行されることとなることから、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するための協議について、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第5、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成23年度尾鷲市一般会計補正予算第6号）」から日程第8、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの計4件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告4件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成23年度尾鷲市一般会計補正予算第6号）」から報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましても、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

まず、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成23年度尾鷲市一般会計補正予算第6号）」について御説明いたします。

さきの第1回定例会終了後、歳入で、国及び県からの交付金等の交付額の確定、農林水産業施設災害復旧費補助金の追加、南陽町地内の不動産売り払い収入の追加及び借入額の確定による市債の増額などであります。

歳出では、財政調整基金への積み立て及び事業費の確定による一般林道整備事業の減額などあります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ2億5,256万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億2,518万8,000円とする歳入歳出予算の補正、一般林道整備事業、県単林道整備事業などの事業費の確定による繰越明許費補正及び借入額の確定に伴う地方債補正であります。

次に、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましても、地方税法等の法律が一部改正されたことに伴うものであり、改正点といたしましては、地方税法の条項整理に伴い関係する市税条例への引用の整理であります。また、公益社団法人から移行した一般社団法人等が特例を受けようとするときに必要な提出書類の条文と、昨年の東日本大震災により被災した方の土地の譲渡期限の延長特例を新設したものであります。

次に、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましても、地方税法等の法律が一部改正されたことに伴うものであり、地方税法を引用する条項の整理であります。

次に、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましても、地方税法等の法律が一部改正されたことに伴うものであり、国民健康保険税条例の附則に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に対応した読みかえ規定を追加したものであります。

議長（三鬼孝之議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。御質疑ございませんか。

8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 報告第2号「専決処分事項の承認について（平成23年度尾鷲市一般会計補正予算第6号）」についてお伺いたします。

この補正予算書の20ページ、21ページですが、第6款商工費第1項商工費の商工総務費、1目ですが、時間外手当が103万円ほど計上されております。専決処分されておりますので、このことをとやかくということではないんですが、この第6款につきましては、第4回定例会、いわゆる12月議会におきまして125万円の時間外の増額がされており、本来ならば、ほかの款を含めて、時間外は、その辺が年間の時間外を調整されて計上されるのがセオリー、これまで一般会計を審査してきた中ではセオリーだと思うんですが、平成24年度の当初3月議会におきましてもこういったものは計上されていないのに、専決で103万という金額が専決されておりますので、何か市長のほうから特目的な時間外を伴うような事業があったのかどうか、この辺の詳細について御説明願いたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 商工観光推進課長。

商工観光推進課長（川端直之君） お答えします。

ちょっと詳細な資料は持っていないんですが、セラピストの養成講座の開催、それから、観光庁主催によります熊野古道伊勢路・トレイルランの旅など、急遽そういう行事が決まったものですから、それに対応する予算としてお認めをというか、提出をさせていただきました。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 詳細を持っていないと言ってもこの補正予算を組まれたんだとは思いますが、ちょっと説明が乏しいのではないのかなと思いますけど、こういった事業は、いわゆる本年度の第1回定例会、補正の5号でやれなかったのかどうか。こういった事業が決まったというか、何ゆえこういった時間外という形になったのかというのをもう一度詳しく、我々、審査するほうですので御説明願いたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市長公室長。

市長公室長（奥村英仁君） 当時の担当課長でありましたので、私からお答えを。

先ほど川端課長から説明がありましたように、急遽の事業があったのと、年度末になってまとめる事業がかなりあったものですから、私から職員に対して時間

外命令を出して、それで作業させたことによる時間外増でありました。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） そりゃ、そういうことだからこの金額は計上されたんだと思うんですけど、できましたらもう少し詳しく、どんな形で、土日であるのか、夜間であったのかということ踏まえて、こういった形でなければ事業ができなかったということで、時間外にならざるを得なかった形だから専決というようになったという理由がないと我々、ちょっと納得しがたいので、その辺、御説明願います。

議長（三鬼孝之議員） 市長公室長。

市長公室長（奥村英仁君） かなりの事業を抱えまして、先ほど市政報告にありましたように、よいとこ定食であるとか、それぞれの事業もありまして、通常の間外というか、ウィークデーの間外、それから土日のイベントということで、かなり重なって、1月、2月は、3月の議会も含めて、第4・四半期は毎日が時間外に費やしたというような状態でありました。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成23年度尾鷲市一般会計補正予算第6号）」を採決いたします。本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第6、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」を採決いたします。本報告を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第7、報告第4号「専決処分事項の承認について(尾鷲市都市計画税条例の一部改正)」を採決いたします。本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第8、報告第5号「専決処分事項の承認について(尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正)」を採決いたします。本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (三鬼孝之議員) 挙手全員。ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、報告第5号は承認されました。

次に、日程第9、報告第6号「平成23年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第11、報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」までの報告3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告3件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) 次に、報告第6号「平成23年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、平成23年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

次に、報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」、報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」につきましては、副市長と生涯学習課長からそれぞれ説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(三鬼孝之議員) 副市長。

副市長(横田浩一君) それでは、報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の平成23

年度決算及び平成24年度事業計画等について」、御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

最初に、平成23年度事業報告及び決算について御説明いたします。

平成23年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。

事業報告書であります。1、用地取得事業は実施しておりません。2、用地売却事業ですが、売却予定となっている中央町用地の調査、測量を行いました。3、その他、(1)用地管理、(2)庶務事項につきましては記載のとおりでございますが、昭和49年、55年に尾鷲市から取得し、未登記となっていた瀬木山町477番地の2、477番地の3、2筆の所有権移転登記を実施いたしました。

次に、決算について御説明いたします。

2ページをごらんください。

正味財産増減計算書であります。

まず、一般正味財産増減の部でございますが、1、経常増減の部の①基本財産運用益から④雑収益までの経常収益計は397万4,728円で、その内訳といたしまして、①基本財産運用益として、基本財産受取利息が2,949円、これは基本財産である引き当て預金及び定期預金利息です。基本財産受取配当金1,100円は、投資有価証券の配当金であります。②受取補助金等の受取尾鷲市補助金312万8,546円は、駅前広場用地等を先行取得している借入金の利息です。③使用料収入の土地使用料収入84万1,200円は、瀬木山用地の一部貸付収入12万円と駐車場用地として貸し付けている中央町用地の71万9,400円等であります。④雑収益は、普通預金受取利息の933円であります。

次に、経常費用でございます。

①管理費の役員報酬支出から雑費までの経常費用計は443万6,309円で、内訳は役員報酬支出が7万2,600円、建物減価償却費34万2,000円は本庁舎南棟別館の減価償却費です。公租公課2万円は法人県民税、支払負担金13万2,000円は公益法人協会会費、支払利息312万8,546円は長期借入金の支払利息、雑費74万1,163円は未登記となっていました瀬木山用地の所有権登記費用及び中央町用地調査・測量費等であります。

経常収益計397万4,728円から経常費用計443万6,309円を差し引いた額、マイナス46万1,581円が当期経常増減額であります。

次に、2、経常外増減の部ですが、記載のように経常外収益、経常外費用とも動きがありませんでした。

したがって、当期一般正味財産増減額はマイナス46万1,581円となり、正味財産期首残高373万5,840円に当期の増減額を加えた額が一般正味財産期末残高の327万4,259円となります。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。

1、流動資産といたしまして、普通財産が476万5,932円、2、固定資産は、(1)基本財産として建物から定期預金までの1,948万5,000円と、(2)その他の固定資産の土地3億7,058万7,600円を合計した資産合計は3億9,483万8,532円であります。

次に、負債の部であります。

1、流動負債の未払金は156万4,273円で、長期借入金の下半期の利息であります。2、固定負債の長期借入金は3億9,000万円で、負債合計は3億9,156万4,273円となり、資産合計3億9,483万8,532円から負債合計を差し引いた額327万4,259円が正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものです。

次に、4ページの財務諸表に対する注記であります。1、重要な会計方針、2、基本財産及び特定財産の増減額及びその残高等を記載しております。

次に、5ページの財産目録をごらんください。

先ほど御説明いたしました貸借対照表の詳細です。

1、流動資産の現金預金は普通預金として百五銀行から東海労働金庫までの5金融機関に476万5,932円を預け入れしております。2、事業資産の土地につきましては、3カ所の台帳価格3億7,058万7,600円であります。

次に、3、固定資産の基本財産であります。建物で929万2,480円と減価償却引当預金970万7,520円、投資有価証券が合わせて4万5,000円、定期預金が44万円、固定資産合計は1,948万5,000円となり、資産合計は3億9,483万8,532円であります。

また、負債の部では、1、流動負債の未払金156万4,273円は、長期借入金の下半期分の利息です。2、固定負債は伊勢農業協同組合から長期借入金として3億9,000万円の長期借入れがあり、負債合計は3億9,156万4,273円であります。

資産合計 3 億 9,483 万 8,532 円から負債合計 3 億 9,156 万 4,273 円を差し引いた正味財産は 3 2 7 万 4,259 円となり、貸借対照表と同額となります。

次に、6 ページをごらんください。

当会社が所有している期首の土地 3 カ所の用地につきましては、当期において増加、減少がなかったため、期首と同額であります。したがって、期末における地積は 5,686.67 平米、価格で 3 億 7,058 万 7,600 円となっております。

次のページは、監事による監査報告書であります。

続きまして、平成 24 年度事業計画及び予算について御説明いたします。

1 ページの事業計画書をごらんください。

1、用地取得計画はございません。2、用地売却計画につきましては、中央町用地の売却を進めていくこととしております。通常の業務といたしましては、3、その他に記載のとおり（1）用地管理と（2）庶務事項等であります。

次に、2 ページの正味財産増減計算書をごらんください。

記載のうち、当年度予算額の御説明をいたします。

1、経常増減の部といたしまして、①基本財産運用益から④雑収益までの経常収益計は 3 9 0 万 8,260 円で、主なものといたしましては受取補助金等の 3 1 2 万円で、尾鷲市からの補助金であります。使用料収入の土地使用料収入 7 8 万 3,960 円は、公社所有地貸付収入であります。

次に、（2）経常費用は、①管理費の役員報酬支出から雑費まで 4 0 6 万 4,000 円で、内訳といたしましては、役員報酬支出が 1 0 万円、報償費が 1 0 万円、これは解散における清算計画書の確認に要する弁護士、税理士の報償費です。建物減価償却費 3 4 万 2,000 円、公租公課 2 万円、支払負担金 1 3 万 2,000 円は公益法人協会費等の負担金、支払利息 3 1 2 万円は長期借入金の利息で、雑費 2 5 万円は、中央町用地の売却に伴う登記手数料等であります。

2、経常外増減の部は、本年度収支がありません。したがって、経常収益から経常費用を差し引いた額マイナス 1 5 万 5,740 円が当期一般正味財産増減額となり、これに一般正味財産期首残高 3 2 7 万 4,259 円を加えた 3 1 1 万 8,519 円が一般正味財産期末残高となります。

次に、3 ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。

1、流動資産では、現金預金といたしまして普通預金が304万5,919円、
2、固定資産は、(1)基本財産として、建物から定期預金までの1,948万
5,000円と、(2)その他の固定資産の土地が3億7,058万7,600円で、
資産合計は3億9,311万8,519円であります。

次に、負債の部です。

負債合計は、2、固定負債の長期借入金3億9,000万円です。正味財産は、
資産合計から負債合計を差し引いた額311万8,519円で、下段の負債及び
正味財産合計は資産合計と一致しております。

次に、4ページの財務諸表に対する注記であります。記載のとおりでありま
す。

次に、5ページの事業用土地の内訳書ですが、当社が所有する土地3カ所の
内訳となっており、地積は5,686.67平米、価格で3億7,058万7,60
0円であります。

以上をもちまして、報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の平成23年度決算
及び平成24年度事業計画等について」の御説明とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） それでは、報告第8号「財団法人尾鷲文化振
興会の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」御説明いたしま
す。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもので
あります。

平成23年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。

財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、これ
に基づき運営しております。

2ページ、3ページには、平成23年度事業報告として、理事会及び運営委員
会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり、合計2万9,380人で、昨年
度と比べ2,214人の増となっております。大ホールが4,754人増で、小ホ
ールは2,540人の減となっております。

5 ページをごらんください。

5 ページには、催し物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6 ページ、7 ページをごらんください。

これは、本振興会が主催した事業であります。コンサート等3回、映画が6回、せぎやま倶楽部の発表が3回、それに、平成23年度は尾鷲節コンクールと夢舞台発表会を行い、14回の事業を実施しております。

次に、8 ページの収支決算書をごらんください。

まず、収入の部で、基本財産運用収入決算額が1万4,010円、これは定期預金利息収入であります。次に、事業収入決算額が1,219万2,928円で、内訳といたしましては自主事業による入場料等収入が476万4,045円、刊行物等販売収入が19万8,573円、これは自販機売捌料及び物品販売手数料であります。貸館利用料収入が723万310円となっております。次に、雑収入決算額は、公衆電話通話料等の1万120円であります。管理受託収入決算は4,912万4,000円、これは、尾鷲市との委託契約に基づく受託収入であります。前期繰越金7万4,375円、説明欄に記載のとおり、事業費繰越金2万2,214円は事業費として積み立てており、管理費繰越金5万2,161円は補正予算に計上し、光熱水費等に充当しております。

以上、収入合計決算額は6,141万5,433円であります。

次に、9 ページ、支出の部の事業費をごらんください。

これは、自主事業に係る経費であります。決算額の欄をごらんください。

このうち、主な支出といたしましては、消耗品が56万8,900円、舞台用消耗品等購入費で、印刷製本費47万2,469円はチケット、ポスター等の印刷代等であります。賃借料190万6,433円につきましては映画フィルム等賃借料であります。次に、委託費761万4,070円は自主事業の委託料であります。宣伝広告費の39万7,560円は新聞広告掲載料等であります。

以上、事業費決算合計が1,164万5,723円となります。

次に、10 ページの管理費をごらんください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

主な支出といたしましては、職員1名分の給料手当が658万8,851円、臨時雇用賃金865万3,221円は嘱託職員4名分の賃金であります。次に、修繕費106万9,602円は、会館電気室の直流電源装置修繕料が主な支出であります。光熱水費1,083万5,669円は、説明欄にありますように会館の

電気代が主な支出であります。委託費 1,358万9,730円は、会館設備の保守管理業務委託費であります。

以上、管理費決算額合計が4,811万709円となります。なお、未払金につきましての詳細は、12ページで御説明いたします。

次のページ、特定預金支出ですが、決算額は職員1名分の退職手当積立預金支出59万2,535円と事業費等積立預金支出2万2,214円。固定資産取得支出が22万8,000円となり、事業費、管理費の決算額と合わせた支出額合計は6,059万9,181円となり、収支差額は81万6,252円となります。この収支差額から、さらに法人税等納付額を差し引いた額46万9,652円が次年度への繰越金となります。

12ページにつきまして、3月31日現在の未収金、未払い金の内訳であります。

次に、13ページの貸借対照表をごらんください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は4,801万1,802円で、II、負債の部では、1、流動負債と2、固定負債を合計した負債合計が940万3,584円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,860万8,218円が正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次のページ、正味財産増減計算書ですが、まず、1、経常増減の部であります。①基本財産運用益から④管理受託収益までの経常収益計が6,134万1,058円であります。経常費用につきましては、①事業費から、次のページにまたがりませんが、②管理費までの経常費用計が6,118万1,508円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額15万9,550円が当期経常増減額となります。この当期経常増減額に、一般正味財産期首残高3,844万8,668円を加えますと、正味財産期末残高は3,860万8,218円となり、13ページ、貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、16ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらんの金融機関に預貯金されております。

特定資産の当期増加額は、61万4,749円で、当期末残高合計は4,488万8,220円となります。

次に、17ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、18ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部で、流動資産合計200万6,748円と固定資産合計4,600万5,054円を合わせた資産合計は4,801万1,802円であります。II、負債の部では、流動負債合計153万7,096円と固定負債合計786万6,488円を合わせた負債合計は940万3,584円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,860万8,218円となります。

19ページから21ページは、先ほど御説明いたしました収支決算書を公益法人会計における内部管理事項についてに示された様式で表記したものであります。

22ページにつきましては、収支計算書に対する注記を記載しております。

次に、23ページには、5月16日に実施しました監査報告書を添付しております。

続きまして、平成24年度事業計画及び予算について御説明いたします。

1ページをごらんください。

平成24年度の基本方針を記載させていただいております。

2ページ、3ページには、平成24年度事業計画として、理事会の開催予定及び運営委員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

4ページをごらんください。

本年度の自主事業ですが、音楽コンサートやせぎやま倶楽部の文化展、発表会並びに映画会等を中心とした計画となっております。

次に、5ページをごらんください。

平成24年度収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用収入1万円、定期預貯金利息収入であります。事業収入1,300万円は、入場料等収入570万円、貸館利用料収入700万円が主なものであります。次に、管理受託収入4,899万円、これは尾鷲市との委託契約に基づく受託収入であります。

収入合計は6,200万7,000円であります。

次のページ、支出の部、事業費ですが、文化振興会が実施します自主事業に係る経費であります。

このうち主な支出といたしましては、賃借料192万8,000円、委託費が914万5,000円、それぞれ説明欄のとおりであります。

事業費予算合計は1,300万5,000円となり、前年度と比べ145万円の増となります。

次に、7ページをごらんください。

管理費ですが、これは、会館の維持管理に係る経費であります。

そのうち主なものは、給料手当699万5,000円、福利厚生費242万3,000円は職員1名の給料手当、社会保険料等が主なものであります。臨時雇用賃金951万7,000円は嘱託職員4名分の賃金であります。光熱水費1,044万6,000円、委託費1,380万円につきましては、それぞれ会館の電気料、保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は4,841万3,000円となり、前年度と比べ14万8,000円の減であります。

8ページの特定預金支出であります。退職給与引当預金支出ほか、積立金支出の合計で58万9,000円となり、支出合計は6,200万7,000円となります。

9ページから13ページは、公益法人会計基準で表記したものであり、14ページから16ページは、公益法人会計における内部管理事項についてに示された3区分の様式で表記したものであります。

以上をもちまして、報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」の御説明とさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。御質疑はございませんか。

8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」、同じく報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」についてお伺いします。

まず、開発公社のほうですが、24年度の事業計画の中で庶務事項として、平成25年3月31日までの解散に向け諸手続を進めていきますと掲げられております。

この解散につきましては、第1回定例会の一般会計におきまして、一般会計予算書の96ページ、97ページでしたか、2款の総務費1項総務管理費13目の

諸費 2 2 節の中に、開発公社借入金保障金新規 3 億 9,000 万が計上されて、議会で承認されておるところですが、この平成 24 年度の、3 ページですけど、事業計画及び予算書の 3 ページですが、貸借対照表、平成 25 年 3 月 31 日現在、24 年度、1 年間した中にもかかわらず、3 億 9,000 万の長期借入金で財務諸費の中に計上されておるので、これは単純な計上をしたのか、この時点では、解散が進んでおるのであれば、3 月 31 日の段階では 3 億 9,000 万円の長期借入金はなくなっておるはずですが、ちょっとこの諸表が気になりましたので 1 点、御指摘とともに、そんなにこだわっておりませんが、やっぱり本会議で出してきた財務諸表ですので、この辺の御説明をください。

それから、文化振興会のほうなんですけど、こういった機会では発言することがないので 1 点お伺いさせていただきますが、これは指定管理制度になってからは、文化事業費というのを市から委託せずに、文化振興会、指定管理団体が自主事業をするということで、会館使用料がその収益のほうへされる形になったのは、これは指定管理で大きな特徴だと思うんですけど。

そういった中で、まず、1 点目は、尾鷲市から出捐金 3,000 万というのが出てこの財団法人文化振興会が設立されたわけなんですけど、こういった指定管理の現状としては、財団法人文化振興会そのものが、こういった出捐金 3,000 万を基本財産として持つておく必要があるのかどうかということ、眠らせておくはちょっともったいないような気がするんですね。

例えば、文化振興会のほうが、これは市長、教育長にもお伺いしたいんですが、定期的に、尾鷲の事業の、まちの活性には文化も一つだと思うんですね。それを市長の施策あるいは教育長の社会教育という方針の中で、この文化振興会を生かして、活性という文化の事業をやろうとしているから、こういったところに、出捐金をまだ、こういった基本財産としてこの中に置いてあるのか。

むしろ、こういったのをもう引き上げて、一般会計のほうに文化振興基金でも設立されて、もっと角度を変えたまちづくりあるいは人づくりということをするほうが、文化を通じてそういったことをされるほうがいいのではないかなと、ここへ文化会館を持ってきてから約 20 年がたったかな、しておるので、一つここが気になっておりますので、この辺の、今後どうされるのかということと、それと、この 23 年度の事業報告及び決算を見ると、財団法人文化振興会も設立が平成 3 年、文化会館もその後だと思うんですね。

文化会館につきましては、指定管理でないときは、やっぱり市の外郭団体とい

う形で10周年ということをして、市民の皆さんの文化の成果というか、それとともに文化会館の生かし方ということを含めて10周年ということやったわけなんですけど、今、指定管理しておる以上は、指定管理団体というか、事務局がどうこうというのも、まず1点は、もう20周年ぐらいになっておると同時に、そういった周年記念の事業を文化事業でもすることによって、住民の方たちのまちづくりの起爆剤になるという考え方、これ、我々は政治をやっておるとか、施策をやっておる人間は大事なことだと思うんです。

市長が常々、魚の、魚博士として、魚からくつつくという意味合いで、ヤーヤ便でもそういったのでも上手にくっつけようとしているのと一緒で、文化も非常に大事な面であって、なぜ、多分20周年が去年かことしだったと思うんです、文化会館。並びにこの振興会にしてでも、そういったものを市長、教育長は文化振興会に示唆しなかったのか。文化振興会の理事長である副市長はそういったものには関心がないのかどうかということを含めてお答え願いたいというのと、もう一点は、これが変わってきたと思うんですね。

16ページを見ると、事業等積立預金というのが、これが指定管理でないときは、こういったもので周年記念の事業をやるとか、特別な事業をやるときは、この積立金を利用してということで、設立当初から、本来は全額市の行政側に済まさなくちゃいけない金をこういった形でして、10周年なんかも行政の負担なしで文化振興会が行ったという経緯があるんですけど、現在、指定管理を受けるといいう形の中で、市のほうから、教育委員会のほうから示唆しないと、こういった事業は成り立たない。

ちょっと我々も勘違いして、あれは市のものやと言いながら、でも指定管理という形をとっていますし、今後、財団法人が組織がえということもありますけど、その辺はどうなのか。この20周年もした中で、どうしていくのかということ。行政側としては、ただ淡々と館の運営と事業に基づいてしていくのか、それと、もう一点、財団法人としてはそういった議論はないのかどうかという、もっと文化を掲げたまちづくりに対するそういった御議論はないのかどうかということをお説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 答弁する前に質疑者にお尋ねしますが、今、教育長に質疑のあれがありましたけれども、財団法人の尾鷲市文化振興会の審議をやっておるので、教育長は文化振興会の役員でも何でもないでしょう。その辺のところはどうなんですか。市長はさておいて、教育長の場合はそういうことですから。

8 番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） 私が教育長にお尋ねしたいのは……。

議長（三鬼孝之議員） だから、お尋ねは、財団法人文化振興会の決算と予算、事業についての質疑だけですから、教育長はその中の理事に入っていないですから、尋ねるのはいかがなものかと言っていますよ。

議長（三鬼孝之議員） 8 番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） 答えなくて結構です。

議長（三鬼孝之議員） どうぞ答弁してください。

総務課長。

総務課長（大倉良繁君） 三鬼和昭議員の質問にお答えさせていただきます。

貸借対照表の長期借入金 3 億 9,000 万円の計上ということで御質問がありましたので、この件に関して御答弁させていただきます。

この 3 億 9,000 万は、3 月議会において一般会計予算で 3 億 9,000 万の第三セクター債ですか、それを計上されていると思います。

これにつきましては、債務保証として長期借入金の返済を予定しているものでございまして、開発公社といたしましては、これから市と残有財産の処理をしていく協議をしていく必要がございます。その段階で、代物弁済であるとか求償権に関する協議がなされますので、その時点できちんとしていくことになると思います。

ただ、これにつきましても、三鬼議員さんのおっしゃるのも考えられますので、これにつきましても県の指導を仰ぎつつ、いわゆる市財政の担当とも十分協議して進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） まず、20 周年の記念ということなんですけど、今、文化振興会のほうの職員とも話をして、何か形にできるものがあればと思って、15 回、10 回、これもちょっと洗い出しして、ちょっと検討している途中でございます。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 私、文化振興会の理事長をさせていただいておりますけれども、今現在座っておるのは副市長でございますので、副市長として聞いた、文化振興会から聞いておるということでお答えさせていただきます。

平成25年の11月までに、一般法人あるいは公益法人という選択をこれからしていかないかということになります。そういった中で、文化振興会としましては、また常任委員会のほうで詳しくは報告させていただくということを知っておりますけれども、公益法人の道を歩んでいくようにしていきたいという方向性があるという中で、尾鷲市の公益法人としての文化を振興していくための位置づけをしていかないかということの中で、今後、尾鷲市の中でいろいろ文化を公益として発展させていくということが議論されておりますので、そういった中で今後、実現に向けていくということで聞いております。

(「出捐金」と呼ぶ者あり)

副市長(横田浩一君) 出捐金3,000万円につきましても、その公益法人と一般法人の議論の中のベースでございますので、そういった中で整理させていただきたいと思っております。

議長(三鬼孝之議員) 8番、三鬼和昭議員。

8番(三鬼和昭議員) 総務課長、確定していないので上げざるを得ないのかなというところもありますけど、それならそのように説明というか、若干要ると思いますが、ただ、こういった形でしか我々議会のほうは議論できないような状態、議会も議会改革の中で出向というのか、そういった組織へ出るということをやめましたので、こういった理事会を開かれる前におおよそとして所管される総務産業等に説明していただいた中で、どういった経緯をたどっていくかということも議会のほうに御説明願いたいと思っておりますので、これは執行部のほうにお願いしたいと思っております。

質疑ですので、一般質問じゃないのであれですけど、振興会の周年にしましても、文化会館の20周年にしましても、現在、指定管理という格好の中で、行政が一言言ったらできるとかという関係が違っていっていますので、でも、しかしながら、行政から、副市長は今使い分けをしましたけど、行政の立場があるからこそ文化振興会の理事長として行かれておると、生涯学習課長もそうですけど、指定管理していながらも、市のそういった出捐金を出した組織ということから、行政側が方針を決めたから決めなかったからと言いながらも、文化会館をもっと上手に市民の方々に活動していただくようにされるというのも一つの仕事だと思いますし、もう一つは、文化会館の使命であるし、まちづくりであると思っておりますので、その辺をお願いします。

市長、答弁は要りませんが、出捐金につきましてもっと、せつかく出して、

出資金じゃないもので、これ、ちょっと判断が難しいところがあると思うんですけど、法人化が変わるときにでも、今の現在の財団法人にはもう不必要だと思うんです、この3,000万というのは。そういった中で、新たな全体的な文化振興をする意味で、一般会計の中で文化振興基金とか、そういった形で検討していただくように、これは質疑ながらお願いするって申しわけないんですけど、よろしくをお願いします。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） 私も、報告第8号、財団法人尾鷲文化振興会のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、きょう、方針を示されて、その中を照らし合わせて見ているんですけども、二、三、教えていただきたいと考えております。

まず、この理事会と運営委員会の開催について、平成23年の報告では理事会が2回、運営委員会が3回、平成24年度が理事会は3回、運営委員会が5回というふうを示されているんですけども、この回数を、24年度のほうが3回と5回ということで、23年度が2回、3回と若干少ないように感じるんですけども、このあたり、この運営委員会、理事会の持ち方についてもう少し説明いただけませんか。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） 私のほうから説明させていただきます。

この24年度のほうの回数が多いということなんですけど、25年度の、先ほど副市長のほうから言われました一般法人と公益法人を取るためにいろんな手続とか、あと、申請があります。それについて、どうしてもこのぐらいは必要であろうという回数でちょっとふやしております。

25年度の10月までに、うちのほう、文化振興会のほうが一般か公益か、どちらになるか、一応、公益のほうを目指してやるということで、そのために回数もふえておるといふ格好になります。

議長（三鬼孝之議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） 今の内容はわかりましたけれども、平成24年度の運営委員会の内容を見てみると、自主事業の報告とか、自主事業の進捗状況の報告だけになって、今言われたようなことが記載されていないので、今の話はよくわかりました。

引き続いてなんですけども、23年度のほうに催し物別利用状況、自主事業についてということが書かれてあるんですけども、基本方針のほう、これもまた見ると、例えば、23年度のほう、演劇や講演会や合唱会など、いわゆる文化振興に努めるような係る事業が開催されていないということについて、こういうことが開催されなかったということについて、もし何か意見というか、協議されたようなことがあれば教えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） 自主事業についてのことなんですけど、この23年度の自主事業を見ていただいてもこのとおりなんですけど、何が一番市民に対していいのかというので、職員、みんな苦勞しております。

特に、ロードショーなんかですと非常に入館者数が少ないという実績があつて、そこら辺をどう見直していこうかということで、まだ、はっきりとした自主事業に対しての方向性が少し不確かな感じということを感じております。

24年度、じゃ、すぐ、これをする、したらどうかというののまだめどが立っておりません。一応、とりあえず今までの方向でやりながら、新しいのをまたこれに追加してというふうに考えております。

議長（三鬼孝之議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） ありがとうございます。

そのために理事会や運営委員会があるのではないかなって感じるんですけど、まあ、いいでしょう。

最後、私のほうからの質問ですけども、事業費について、23年度、24年度、それぞれ委託費ですか、自主事業の委託料、プロダクション料ということで、平成23年度が761万4,070円、平成24年度がちょっと金額が多くて914万5,000円というふうに計上されているんですけども、自主事業の委託料、プロダクション料って、もう少し説明をいただけませんか。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） このプロダクション料は、うちの会館職員だけでは扱えないのがございます。持ち運んでくる事業とか、うちの会館の職員だけでは到底できないということで、その専門のプロダクションに頼んでやってくという格好をとっております。そのための事業費でございます。

議長（三鬼孝之議員） 3番、端無議員。

3番（端無徹也議員） 質疑なのでこれで終わりますけども、今、先ほどの説明の中

で、自主事業というのはいわゆるロードショーが多いとか、そういったことを言われて、実際、こちらの報告書の中にも、24年度の中にも、そういったことで書かれておる中で、この金額が結構、このプロダクション料というのが多いなど思うんですけど、これは、それぞれに、事業をやるごとにプロダクション料がかかっているという判断でよろしいんですか。それとも、この催し物についてプロダクション料が要るからかかっているという判断ですか。すべての自主事業についてかかっているということですか。

プロダクションなので、だれかに、運営委員会とか理事会とか職員とか、かかわる外部のところにこういった委託料をお支払いして、こういうロードショーをやっているとかということですかね。

議長（三鬼孝之議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） すべてではございませんけど、映画の場合ですと、そういう映写、映す人、映す技師の人を呼んできたりとか、そういうのが入ってきます。でも、全部が全部じゃないんですけど。あと、うちの職員、文化振興会の職員で対応できない機械とか、そういう扱いのときに要するという格好でございます。

議長（三鬼孝之議員） 他にございませんか。

13番、高村議員。

13番（高村泰徳議員） 報告第7号「財団法人尾鷲市開発公社の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」です。

用地売却事業の中央町用地に関係して、この売却する方法、入札にするのかしないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長

総務課長（大倉良繁君） 一応、基本的には入札方法になると思います。ただ、そういったものを含めて、公募を含めた入札ということで考えておりますけども、そういった中で、確定測量が済み次第、そういうふうな形で進めていきたいと考えています。

議長（三鬼孝之議員） 13番、高村議員。

13番（高村泰徳議員） やはり市民の財産ですから、公平公正に入札、お願いします。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（大倉良繁君） そういった形で十分検討してまいります。

議長（三鬼孝之議員） 他に質疑はございませんか。

7番、南議員。

7番（南靖久議員） 私も、報告第8号「財団法人尾鷲文化振興会の平成23年度決算及び平成24年度事業計画等について」、お尋ねをいたしたいと思います。

この収支決算の中で、23年度の会館利用料ですか、723万310円という報告をいただきました。その中で、4ページのほうへちょっと戻っていただきたいんやけども、文化会館の管理運営ということで、施設利用状況が一覧が出されておりますね。大ホール、小ホール、会議室、リハーサル、デッキテラスということで。よろしいですか。

その開館日数、利用日数、A、Bとある中で、ちょっと毎回この形で出されておるわけなんですけども、今回、このカウントの仕方、大ホール284日、例えば小ホール298、リハーサル309やとかいうこの利用日数のカウントの仕方、まちまちで上がっているというのと、それと、利用率が、当然、利用日数と開館の日数のあれがばらつきがありますもんで、どういったことで利用率を、分母のほうを出しておられるのかなというような感じがするのと、それと、各大ホールから、テラスデッキは無料だと思うんですけども、リハーサル室までの、できたら使用料の内訳を教えてくださいたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 正午を過ぎると思われまますので、会議を続行いたします。

生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（中野誠君） 済みません。細かい各部屋の利用料金、合計だと思うんですけど、ちょっと詳細なあれを持っておりません、資料。申しわけございません。

議長（三鬼孝之議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 詳細は持っていないということなんですけど、この開館日数、これ、どういう計算のはじき方ですか。まちまちでしょう。僕、当然、自分なりに考えると、例えば、開館の日数を当てはめるのかなと思っておったんですけど、何かこのばらばらに上がっていますもんで、そこら辺のちょっと理解度が少し難しいなどの思いがありますのでね。

かなりの開きがあると思うんですね。309日と一番少ない大ホールの284ってね。この違いがちょっと理解しがたいのが、いま一度答えていただきたいというのと、それと、24年度の事業計画というよりか、三鬼和昭議員さんからも質疑があったんですけども、特に、この運営委員会のやり方で、去年の9月の

決算の状態、予算決算常任委員会の中で、もう文化会館のほうも運用規定ですか、条例を変えて、新たな脱皮をしていかなあかんのじゃないんかというような意見が出されたと思うんですね。そういった中で、そういった議会のどういった、指摘というか、意見が、文化会館の理事会のほうでどういった議論がされておるのかなというようなことがありますし。

三鬼和昭さんと同じなんですけども、僕たちはこの場しか議論ができないわけなんです、この文化振興会につきましては。例えば、9月の決算で出された意見、僕が述べた意見については、開館の日数について、行政と合わせた、例えばお正月なんか休んでおりますね、文化会館も年末年始ということで。そういった部分から、条例改正をして、お正月なんかをあけて、新たな感覚で運営したらどうかというような意見も出されたと思うんですね。そういったことが理事会、運営委員会のほうで、そういった意見が出されていないのかなというような思いがいたしたもんで、それもあわせてお聞きをいたしたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） 文化振興会の組織としましては、理事会、それから運営委員会、それから、2週間に1度程度、市のほうから文化会館のほうに集まりまして、実際のところの協議をずっと継続して行っております。

そういった中で、条例改正というところまでは至っておりませんが、館を運営していくに当たって、市民の皆さんにどのように活用していただくかというのは常に議論しております。一朝一夕でなかなか解決するものではありませんけども、例えば、ホールに観光パンフを置いたりとか、それから、ことしもおひな様の会場に手を挙げさせていただいて、より皆さんに活用していただくとかいうこともさせていただいております。

それから、開館日数ですけども、済みません、確定ではないけど、聞くところによると、月曜日は基本的に休みなんですけども、そのほか、大ホールですとか小ホールですとか、機器が入っておるとか点検の日があるとか、供用に供していない日があると聞いています。そういった分を引きますと、こういった分母の日数になるのではないかということで、終わります。

議長（三鬼孝之議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） できたら利用率のほう、金額だけ、後でもお示しをいただきたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） そのようにお願いいたします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第12、発議第4号「尾鷲市農業委員会の委員の推薦について」を議題といたします。

本件につきましては、農業委員の任期が本年6月15日をもって満了となることに伴い、市長より推薦依頼がありました。

推薦の方法については、従来どおり議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局長をして、お手元に配付の発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) それでは、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、ただいま朗読いたしましたとおり、尾鷲市農業委員会の委員として本市議会推薦による学識経験者には黒次美さんを推薦いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、尾鷲市農業委員会の委員には、黒次美さんを推薦することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす6日水曜日から8日金曜日まで、議案調査のため休会とし、11日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 0時03分]